

○宮代町法定外公共物管理条例

平成15年3月27日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、法定外公共物の保全又は利用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町有地であって道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路
- (2) 町有地であって河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川及び水路
- (3) 前2号に付属する工作物、物件又は施設

(行為の禁止)

第3条 何人も法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損壊し、又は汚損すること。
- (2) 法定外公共物にじんかい、汚物、石、土砂、竹木その他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(使用許可)

第4条 法定外公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

- (1) 工作物その他の施設を新築し、改築し、又は除却すること。
- (2) 流水水面又は敷地を使用すること。
- (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。
- (4) 流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。

と。

2 町長は、前項の使用許可をする場合において、法定外公共物の保全又は利用のために必要があると認めるときは、当該使用許可に必要な条件を付することができる。

(使用許可の変更)

第5条 使用許可を受けた者が、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければならない。

(使用許可の期間)

第6条 使用許可の期間は、5年以内とする。

2 前項の使用許可の期間は、これを更新することができる。

(地位の承継)

第7条 使用許可を受けた者が死亡し、又は使用許可を受けた法人が合併したときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によって新たに成立した法人が当該使用許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第8条 使用許可に基づく地位は、前条第1項に定める場合のほか、町長の承認を受けなければ、これを譲り渡し、又は譲り受けることができない。

2 前項の規定による承認を受けた譲受人は、当該承認に係る譲渡人が有していた使用許可に基づく地位を承継する。

(検査を受ける義務)

第9条 第4条第1項第1号に規定する行為に係る使用許可を受けた者は、当該行為が完了したときには、速やかに町長の検査を受けなければならない。

(町長の監督処分)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、工作物その他の施設の操作について必要な措置をとることを命じ、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の施設の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の施設により生ずべき損害

を防止するために必要な施設を設けること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した者
- (2) 第4条第2項の規定により付された条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められる者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 国又は公共団体が法定外公共物を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用許可を受けた者以外の者に工事、使用その他の行為を許可する公益上の必要が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。

(使用許可の失効)

第11条 使用許可は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

- (1) 使用許可を受けた者が死亡し、又は使用許可を受けた法人が解散した場合において、その地位を承継する者がいないとき。
- (2) 法定外公共物の使用を廃止したとき。

(原状回復)

第12条 使用許可を受けた者は、第10条の規定により使用許可を取り消されたとき又は前条の規定により使用許可の効力を失ったときにおいて、速やかに法定外公共物を原状に回復して、町長の検査を受けなければならない。ただし、町長が特に原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(費用負担の義務)

第13条 前条の規定による原状回復に要する費用は、第10条の規定により原状回復を命じられた者の負担とする。ただし、同条第2項に規定する場合は、この限りでない。

(使用料の納付)

第14条 使用許可を受けた者は、宮代町道路占用料徴収条例（昭和61年宮代町

条例第16号)別表に定めるところにより、使用料を町に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 町長は、法定外公共物の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 使用許可を受けた者が公共の用に供する目的で当該使用許可を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 使用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、使用許可を受けた目的を達することができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1) 第3条に規定する行為をした者

(2) 使用許可を受けないで第4条第1項に規定する行為をした者

(3) 第4条第2項の使用許可の条件に違反した者

(4) 第5条の変更許可を受けないで当該許可事項を変更した者

2 町長は、詐欺その他不正の行為により第14条の使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が2万円を超えないときは、2万円とする。)以下の過料を科すことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(譲与を受けた財産の経過措置)

2 この条例の施行の際現に国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第

5条第1項第5号の規定により国から譲与を受けた財産について国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第3項の規定に基づく使用又は収益の許可を受けた者は、この条例による使用許可があったものとみなす。